

一
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案
提案理由説明

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の医療提供体制については、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送れるための重要な基盤となっています。一方で、高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わるものの中、誰もが安心して医療を受けることができる環境を整備するための改革が不可欠となっています。このような観点から、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制を確立するため、患者の視点に立った制度全般にわたる改革を行うこととし、本法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、患者、国民による医療に関する適切な選択を支援するため、都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の創設や広告規制の大幅な緩和など、医療に関する情報提供を推進することとしております。

第二に、医療計画制度を見直し、医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、質の高い医療を安心して受けられる体制を構築することとしております。

第三に、へき地や、小児科、産科などの特定の診療科における医師の偏在問題に対応し、地域における医師確保の推進を図ることとしております。

第四に、地域における医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の強化などの規律の見直しを行うとともに、救急医療、小児医療など地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置付けることとしております。

第五に、医療従事者の資質を向上し、国民の医療に対する安心を確保するため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者について、行政処分を受けた者に対する再教育制度の創設など行政処分の在り方を見直すこととしております。

以上のほか、医療安全支援センターの制度化など医療安全の確保の推進、在宅医療の推進のための規定の整備等を行うとともに、外国人臨床修練制度の対象として新たに看護師等に相当する海外の資格を追加するなどの改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十九年四月一日としております。
以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。
何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。